

協議第45号 学校教育関係の取扱いについて

学校教育関係の取扱いについて提出する。

平成16年 5月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

学校教育関係の取扱いについて

1. 幼稚園の取扱いについて

(1) 公立幼稚園については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の全域を通園区域とする。

ただし、保育料等については、合併までに調整する。

(2) 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、国の交付基準に基づき新市において実施する。

2. 通学区域の取扱いについて

(1) 小中学校の通学区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において検討調整する。

(2) 学校規模適正化審議会(仮称)については、菊池市の例を参考に新たに設置する。

3. スクールバス運行区域及び運行内容については、現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において検討調整する。

4. 通学費等助成の取扱いについて

(1) バス通学費等助成については、現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において検討調整する。

(2) 自転車購入費補助については、菊池市の例により新市の全域を対象とし実施する。

5. 小中学校の就学援助費については、国の交付基準に基づき、菊池市の例により新市においても実施する。

6．学校教育施設の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、児童生徒の安全面の観点から管理体制を強化するとともに、速やかな施設整備に努めるものとする。

7．奨学資金の取扱いについて

(1) 奨学資金貸付制度については、新市においても実施することとし、合併までに貸付条件等を調整し、制度の充実を図る。なお、菊池市の奨学資金給付制度については、貸付制度に移行することとし、合併時に廃止する。

(2) 合併前に貸付または給付の決定を受けた者については、新市においても従前の市町村の例により取り扱うものとし、償還事務等についても現行のまま新市に引き継ぐ。

8．菊池北中学校の寄宿舍については、現行のまま新市に引き継ぐ。

9．学校給食施設及び業務運営については、現行のまま新市に移行し、必要に応じ新市において調整する。

平成16年 6月24日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		公立幼稚園	
調整の内容		1 - (1) . 公立幼稚園については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の全域を通園区域とする。 ただし、保育料等については、合併までに調整する。					
		現 況					
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容	園名及び園の概要	施設なし	施設なし	園 名 旭志村立旭志幼稚園 敷地面積 5,095 m ² 園舎面積 564 m ² 木造平屋	園 名 泗水町立泗水幼稚園 敷地面積 3,730 m ² 園舎面積 447 m ² R C 平屋	公立幼稚園は、4市町村で2町村に2園存在しているため、新市の全域を通園区域とし、現行のまま新市に引き継ぐ。現在の保育料、入園金については、差異があるので、新市での金額は合併までに調整する。	
	入園対象児及び定員			対象児 村内在住の満3歳児、4歳児、5歳児 定 員 60名 現 員 51名	対象児 町内在住の満3歳児、4歳児、5歳児 定 員 90名 現 員 88名		
	保育時間			通常保育 9 : 30 ~ 14 : 30 延長保育 無	通常保育 9 : 30 ~ 14 : 30 延長保育 無		
	保育料・入園金			保育料 6,500円/月額 入園金 6,000円/1回	保育料 3,500円/月額 入園金 3,000円/1回		
	給食費			給食費 3,200円/月額 年11回 隣接の旭志小学校にて、調理	給食費 3,100円/月額 年11回 泗水町学校給食共同調理場から配送		
	保育料の減免			疾病その他によりその月の全日にわたり欠席した場合は、その月分の保育料 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	病気その他正当な事由により欠席した場合においても、園籍にある間は保育料を徴収する。但し、休園が全月に及ぶものは月割りをもってその月の保育料を免除する。		
	その他						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 議 項 目		学 校 教 育 関 係 の 取 扱 い		関 係 項 目		幼 稚 園 就 園 奨 励 費 補 助 事 業																																																																																																																										
調 整 の 内 容		1 - (2) . 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、国の交付基準に基づき新市において実施する。																																																																																																																														
		現 況																																																																																																																														
市 町 村 名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町		調整の具体的内容																																																																																																																						
市 町 村 別 内 容	幼稚園就園奨励費補助事業	<p>私立幼稚園に就園する5歳児、4歳児及び満3歳児の保護者で所得の低い者に対して補助を行なう。</p>		<p>私立幼稚園に就園する満3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で所得の低い者に対して補助を行なう。</p>		<p>制度なし</p>		<p>私立幼稚園に就園する満3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で所得の低い者に対して補助を行なう。</p>		<p>旭志村を除く3市町で制度化されているが、泗水町では、国の基準額の2/3を補助し、菊池市と七城町では、国の基準額で補助されている。 新市においては菊池市と七城町の例により国の基準に基づき実施する。</p>																																																																																																																						
	補助対象者	<p>私立幼稚園の設置者が、幼稚園に在園する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を受ける場合に、国が示す幼稚園就園奨励費補助実施基準の範囲内にて補助を行なう。</p>		<p>私立幼稚園の設置者が、幼稚園に在園する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を受ける場合に、国が示す幼稚園就園奨励費補助実施基準の範囲内にて補助を行なう。</p>				<p>私立幼稚園の設置者が、幼稚園に在園する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を受ける場合に、国が示す幼稚園就園奨励費補助実施基準の3分の2の範囲内にて補助を行なう。</p>																																																																																																																								
	補助要項及び実績	<p>平成15年度実績 人数 176人 補助額 13,033,000円</p>		<p>平成15年度実績 人数 56人 補助額 3,789,900円</p>				<p>平成15年度実績 人数 21人 補助額 987,694円</p>																																																																																																																								
補助金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>生活保護世帯</td><td>(年)</td></tr> <tr><td>第1子</td><td>137,700円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>222,000円</td></tr> <tr><td>市町村民税非課税世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>137,700円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>222,000円</td></tr> <tr><td>市町村民税所得割非課税世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>104,900円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>157,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>209,000円</td></tr> <tr><td>所得割課税額8,800円以下世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>80,400円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>141,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>所得割課税額102,100円以下世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>56,500円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>124,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>190,000円</td></tr> </table>		生活保護世帯	(年)	第1子	137,700円	第2子	180,000円	第3子以降	222,000円	市町村民税非課税世帯		第1子	137,700円	第2子	180,000円	第3子以降	222,000円	市町村民税所得割非課税世帯		第1子	104,900円	第2子	157,000円	第3子以降	209,000円	所得割課税額8,800円以下世帯		第1子	80,400円	第2子	141,000円	第3子以降	200,000円	所得割課税額102,100円以下世帯		第1子	56,500円	第2子	124,000円	第3子以降	190,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>生活保護世帯</td><td>(年)</td></tr> <tr><td>第1子</td><td>137,700円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>222,000円</td></tr> <tr><td>市町村民税非課税世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>137,700円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>222,000円</td></tr> <tr><td>市町村民税所得割非課税世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>104,900円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>157,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>209,000円</td></tr> <tr><td>所得割課税額8,800円以下世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>80,400円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>141,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>所得割課税額102,100円以下世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>56,500円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>124,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>190,000円</td></tr> </table>		生活保護世帯	(年)	第1子	137,700円	第2子	180,000円	第3子以降	222,000円	市町村民税非課税世帯		第1子	137,700円	第2子	180,000円	第3子以降	222,000円	市町村民税所得割非課税世帯		第1子	104,900円	第2子	157,000円	第3子以降	209,000円	所得割課税額8,800円以下世帯		第1子	80,400円	第2子	141,000円	第3子以降	200,000円	所得割課税額102,100円以下世帯		第1子	56,500円	第2子	124,000円	第3子以降	190,000円			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>生活保護世帯</td><td>(年)</td></tr> <tr><td>第1子</td><td>91,800円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>148,000円</td></tr> <tr><td>市町村民税非課税世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>91,800円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>148,000円</td></tr> <tr><td>市町村民税所得割非課税世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>69,933円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>104,666円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>139,333円</td></tr> <tr><td>所得割課税額8,800円以下世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>94,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>133,333円</td></tr> <tr><td>所得割課税額102,100円以下世帯</td><td></td></tr> <tr><td>第1子</td><td>37,666円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>82,666円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>126,666円</td></tr> </table>		生活保護世帯	(年)	第1子	91,800円	第2子	120,000円	第3子以降	148,000円	市町村民税非課税世帯		第1子	91,800円	第2子	120,000円	第3子以降	148,000円	市町村民税所得割非課税世帯		第1子	69,933円	第2子	104,666円	第3子以降	139,333円	所得割課税額8,800円以下世帯		第1子	53,600円	第2子	94,000円	第3子以降	133,333円	所得割課税額102,100円以下世帯		第1子	37,666円	第2子	82,666円	第3子以降	126,666円
生活保護世帯	(年)																																																																																																																															
第1子	137,700円																																																																																																																															
第2子	180,000円																																																																																																																															
第3子以降	222,000円																																																																																																																															
市町村民税非課税世帯																																																																																																																																
第1子	137,700円																																																																																																																															
第2子	180,000円																																																																																																																															
第3子以降	222,000円																																																																																																																															
市町村民税所得割非課税世帯																																																																																																																																
第1子	104,900円																																																																																																																															
第2子	157,000円																																																																																																																															
第3子以降	209,000円																																																																																																																															
所得割課税額8,800円以下世帯																																																																																																																																
第1子	80,400円																																																																																																																															
第2子	141,000円																																																																																																																															
第3子以降	200,000円																																																																																																																															
所得割課税額102,100円以下世帯																																																																																																																																
第1子	56,500円																																																																																																																															
第2子	124,000円																																																																																																																															
第3子以降	190,000円																																																																																																																															
生活保護世帯	(年)																																																																																																																															
第1子	137,700円																																																																																																																															
第2子	180,000円																																																																																																																															
第3子以降	222,000円																																																																																																																															
市町村民税非課税世帯																																																																																																																																
第1子	137,700円																																																																																																																															
第2子	180,000円																																																																																																																															
第3子以降	222,000円																																																																																																																															
市町村民税所得割非課税世帯																																																																																																																																
第1子	104,900円																																																																																																																															
第2子	157,000円																																																																																																																															
第3子以降	209,000円																																																																																																																															
所得割課税額8,800円以下世帯																																																																																																																																
第1子	80,400円																																																																																																																															
第2子	141,000円																																																																																																																															
第3子以降	200,000円																																																																																																																															
所得割課税額102,100円以下世帯																																																																																																																																
第1子	56,500円																																																																																																																															
第2子	124,000円																																																																																																																															
第3子以降	190,000円																																																																																																																															
生活保護世帯	(年)																																																																																																																															
第1子	91,800円																																																																																																																															
第2子	120,000円																																																																																																																															
第3子以降	148,000円																																																																																																																															
市町村民税非課税世帯																																																																																																																																
第1子	91,800円																																																																																																																															
第2子	120,000円																																																																																																																															
第3子以降	148,000円																																																																																																																															
市町村民税所得割非課税世帯																																																																																																																																
第1子	69,933円																																																																																																																															
第2子	104,666円																																																																																																																															
第3子以降	139,333円																																																																																																																															
所得割課税額8,800円以下世帯																																																																																																																																
第1子	53,600円																																																																																																																															
第2子	94,000円																																																																																																																															
第3子以降	133,333円																																																																																																																															
所得割課税額102,100円以下世帯																																																																																																																																
第1子	37,666円																																																																																																																															
第2子	82,666円																																																																																																																															
第3子以降	126,666円																																																																																																																															

平成15年度に係る幼稚園就園奨励補助金の国庫補助限度額

(1) 補助対象経費及び補助限度額

私立幼稚園

区 分	補助対象 経 費	補 助 限 度 額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定により保護を受けている世帯	入園料・保育料の合計額	年額137,700円	年額180,000円	年額222,000円
当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額104,900円	年額157,000円	年額209,000円
当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額80,400円	年額141,000円	年額200,000円
当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が、8,800円以下の世帯		年額56,500円	年額124,000円	年額190,000円
当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が、102,100円以下の世帯				

注意事項

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15 [百円未満を四捨五入]
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度額とする。

(2) 補助率

区 分	補 助 率
下記 及び 以外の都道府県及び市町村	3分の1以内
平均財政力指数が1.00を超える指定都市	4分の1以内
特別区	4分の1以内

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	学校教育関係の取扱い	関係項目	通学区域																																																																																																																																																																							
調整の内容	2 - (1) . 小中学校の通学区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において検討調整する。																																																																																																																																																																									
	現 況																																																																																																																																																																									
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容																																																																																																																																																																					
市町村別内容	<p>通学区域</p> <p style="text-align: center;">小学校</p> <p>限府小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>692</td><td>703</td><td>679</td><td>678</td><td>23</td></tr></table></p> <p>通学区域: 上町・中町・下町・切明・迎町・中央通・横町・立町・正院町・栄町・西正・東正・北原・立石・亘・築地・片角・袈裟尾・玉祥寺・北宮・穉方・堀切・大琳寺の一部</p> <p>河原小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>103</td><td>88</td><td>86</td><td>77</td><td>6</td></tr></table></p> <p>通学区域: 神鶴・松島・日向・柿木平・中原・藤田・下木庭・上木庭</p> <p>水源小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>61</td><td>69</td><td>78</td><td>76</td><td>7</td></tr></table></p> <p>通学区域: 佐野・鍋倉・原本村・細永・日生野・伊牟田・黒仁田・下組・塚原・長六・岩下・平山</p> <p>迫水小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>102</td><td>101</td><td>100</td><td>89</td><td>8</td></tr></table></p> <p>通学区域: 戸城・永山・伊野・杉生・木護・柏・鈴の甲・板井原・茂藤里・篠倉・伊倉・道園・金峰・生味・古川・立門・木佐木・滝</p> <p>龍門小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>93</td><td>90</td><td>78</td><td>77</td><td>8</td></tr></table></p> <p>通学区域: 寺小野・虎口・中片・染土・長野・雪野・小楠野・白木・陣内・下古閑・鳳来・穴川</p> <p>菊池北小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>292</td><td>284</td><td>274</td><td>272</td><td>11</td></tr></table></p> <p>通学区域: 高野瀬・遊蛇口・西迫間・七坪・市之瀬・中野瀬・太田・東迫間・戸豊水・大柿・平野</p>	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	692	703	679	678	23	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	103	88	86	77	6	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	61	69	78	76	7	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	102	101	100	89	8	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	93	90	78	77	8	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	292	284	274	272	11	<p>七城小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>387</td><td>372</td><td>359</td><td>342</td><td>13</td></tr></table></p> <p>通学区域 : 全町</p>	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	387	372	359	342	13	<p>旭志小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>353</td><td>349</td><td>346</td><td>324</td><td>14</td></tr></table></p> <p>通学区域 : 全村</p>	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	353	349	346	324	14	<p>泗水東小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>371</td><td>343</td><td>321</td><td>313</td><td>14</td></tr></table></p> <p>通学区域: 大字住吉・大字永・大字富納</p> <p>泗水小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>638</td><td>619</td><td>599</td><td>586</td><td>20</td></tr></table></p> <p>通学区域: 大字吉富・大字福本・大字豊水・大字亀尾・大字住吉の一部</p> <p>泗水西小学校 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"><tr><td colspan="5">H 1 5</td></tr><tr><td>H 1 2</td><td>H 1 3</td><td>H 1 4</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr><tr><td>82</td><td>81</td><td>76</td><td>74</td><td>6</td></tr></table></p> <p>通学区域: 大字田島・大字南田島</p>	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	371	343	321	313	14	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	638	619	599	586	20	H 1 5					H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数	82	81	76	74	6	<p>小中学校の通学区域は、市町村で長年に渡り、執り行われており、地域に根ざしたものであるの で、住民に不安を与えないように現行のまま移行する。 区域の見直しの必要が生じた場合は、新市において検討調整する。</p>
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
692	703	679	678	23																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
103	88	86	77	6																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
61	69	78	76	7																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
102	101	100	89	8																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
93	90	78	77	8																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
292	284	274	272	11																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
387	372	359	342	13																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
353	349	346	324	14																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
371	343	321	313	14																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
638	619	599	586	20																																																																																																																																																																						
H 1 5																																																																																																																																																																										
H 1 2	H 1 3	H 1 4	児童数	学級数																																																																																																																																																																						
82	81	76	74	6																																																																																																																																																																						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目	通学区域																																																																											
		現			況																																																																											
市町村名		菊池市		七城町	旭志村	泗水町																																																																										
						調整の具体的内容																																																																										
市町村別内容	通学区域	<p>菊之池小学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>220</td><td>216</td><td>213</td><td>207</td><td>9</td></tr> </table> <p>通学区域: 深川・上長田・下長田・大塚・野間口・東原・神来・大琳寺の一部・上西寺・中西寺・辻・下西寺・南古閑・北古閑</p> <p>花房小学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>106</td><td>110</td><td>101</td><td>100</td><td>6</td></tr> </table> <p>通学区域: 村田・上出田・下出田・植古閑・広瀬・木柑子・花房台</p> <p>戸崎小学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>児童数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>115</td><td>107</td><td>99</td><td>90</td><td>6</td></tr> </table> <p>通学区域: 今・甲森北・乙森北・上古閑・下赤星・上赤星</p>		H15					H12	H13	H14	児童数	学級数	220	216	213	207	9	H15					H12	H13	H14	児童数	学級数	106	110	101	100	6	H15					H12	H13	H14	児童数	学級数	115	107	99	90	6																																
	H15																																																																															
H12	H13	H14	児童数	学級数																																																																												
220	216	213	207	9																																																																												
H15																																																																																
H12	H13	H14	児童数	学級数																																																																												
106	110	101	100	6																																																																												
H15																																																																																
H12	H13	H14	児童数	学級数																																																																												
115	107	99	90	6																																																																												
中学校	<p>菊池北中学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>生徒数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>410</td><td>396</td><td>362</td><td>351</td><td>9</td></tr> </table> <p>通学区域: 上町・中町・下町・中央通・横町・立町・正院町・西正・東正・玉祥寺・遊蛇口・高野瀬・木護・柏・鈴の甲・杉生・寺小野・虎口・中片・染土・長野・雪野・小楠野・白木・陣内・下古閑・鳳来・穴川・西迫間・七坪・市野瀬・中野瀬・東迫間・太田・戸豊水・大柿・平野・茂藤里・篠倉・伊倉・道園・金峰・生味・佐野・鶴倉・原本村・細永・日生野・下組・長六・岩下・平山・塚原・伊牟田・古川・立門・戸城・永山・伊野・板井原・木佐木・滝・黒仁田</p> <p>菊池南中学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>生徒数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>621</td><td>622</td><td>609</td><td>571</td><td>17</td></tr> </table> <p>通学区域: 切明・迎町・栄町・亘・築地・片角・北原・立石・袈裟尾・神鶴・松島・日向・柿木平・中原・藤田・下木庭・上木庭・深川・上長田・下長田・大塚・野間口・東原・神来・大琳寺・北宮・上西寺・中西寺・辻・下西寺・南古閑・北古閑・村田・上出田・下出田・植古閑・広瀬・木柑子・花房台・今・甲森北・乙森北・上古閑・下赤星・上赤星</p>		H15					H12	H13	H14	生徒数	学級数	410	396	362	351	9	H15					H12	H13	H14	生徒数	学級数	621	622	609	571	17	<p>七城中学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>生徒数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>263</td><td>260</td><td>224</td><td>205</td><td>6</td></tr> </table> <p>通学区域: 全町</p>	H15					H12	H13	H14	生徒数	学級数	263	260	224	205	6	<p>旭志中学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>生徒数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>196</td><td>195</td><td>186</td><td>183</td><td>6</td></tr> </table> <p>通学区域: 全村</p>	H15					H12	H13	H14	生徒数	学級数	196	195	186	183	6	<p>泗水中学校</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">H15</td></tr> <tr><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>生徒数</td><td>学級数</td></tr> <tr><td>571</td><td>587</td><td>573</td><td>541</td><td>16</td></tr> </table> <p>通学区域: 町内全域</p>	H15					H12	H13	H14	生徒数	学級数	571	587	573	541	16
H15																																																																																
H12	H13	H14	生徒数	学級数																																																																												
410	396	362	351	9																																																																												
H15																																																																																
H12	H13	H14	生徒数	学級数																																																																												
621	622	609	571	17																																																																												
H15																																																																																
H12	H13	H14	生徒数	学級数																																																																												
263	260	224	205	6																																																																												
H15																																																																																
H12	H13	H14	生徒数	学級数																																																																												
196	195	186	183	6																																																																												
H15																																																																																
H12	H13	H14	生徒数	学級数																																																																												
571	587	573	541	16																																																																												

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目	通学区	
調整の内容		2 - (2) . 学校規模適正化審議会（仮称）については、菊池市の例を参考に新たに設置する。				
		現		況		
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市 町 村 別 内 容	通学区	<p>菊池市学校規模適正化審議会 (設置) 菊池市立小中学校の学校規模及び通学区適正化について調査審議するため、菊池市学校規模適正化審議会を置く。</p> <p>(所掌事務) 審議会は、菊池市教育委員会の諮問に応じ、学校規模及び通学区の適正化に関し調査審議し、答申するほか、自ら教育委員会に建議することができる。</p> <p>(組織) 審議会は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱した委員15人以内をもって組織する。</p> <p>行政 区長会 市PTA協議会 小中学校長代表 市婦人会連絡協議会 市青年団協議会 市商工会 学識経験者</p> <p>(任期) 委員の任期は1年とする。ただし、期間内であってもその所属機関の役職員でなくなったときは、その職を失うものとする。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	設置なし	設置なし	設置なし	学校規模適正化審議会（仮称）については、菊池市の例を参考に新たに設置する。
	学区制審議会					

学校教育法施行令（抜粋）

第2節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学の期日等の通知、学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第22条第1項又は第39条第1項の既定により、翌学年の初めから小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき者をいう。）のうち、（省略）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、その入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒のうち盲者等以外の者をその所在の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村または都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		スクールバス		
調整の内容		3. スクールバス運行区域及び運行内容については、現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において検討調整する。						
		現			況			
市町村名		菊池市		七城町	旭志村		泗水町	調整の具体的内容
市 町 村 別 内 容	スクールバス	<p>対象校 迫水小学校 対象者 4 km以上 H15人数 3 5名 運行台数 2 9人乗り、2 6人乗り、8人乗り 各1台 運転手等 個人との委託契約 ・年額 29・26人乗り 2,250,000円 ・年額 8人乗り 1,425,000円 バスの管理 市(学校)で管理 負担 個人負担なし その他 学校統廃合の際、地域との協議で取り決められた。迎1回、送2回</p>		該当なし	<p>対象校 旭志小学校 対象者 下記のとおり H15人数 8 6名 運行台数 7 0人乗り 1台 運転手等 嘱託員1名 年額 2,040,000円 バスの管理 村(学校)で管理 負担 個人負担なし その他 学校統廃合の際、地域との協議で取り決められた。迎2コース、送2コース</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(対象者) ・1年生だけ 尾足、伊坂、高柳、平、あさひが丘、出分 ・2年生まで 片川瀬、湯舟、岩本、楠原 ・3年生まで 小ヶ原、姫井 ・4年生まで 九ノ峰 ・6年生まで 桜ヶ水、小川、三ノ西沖、南団地 (ただし、ケガや一人で下校する等、児童の安全面を考慮して、学校長の判断により、乗車させることが出来る。)</p> </div> <p>(特記事項) (一般バス) ・小川、姫井、楠原、九ノ峰、岩本、三ノ西沖、南団地の児童の朝の登校は、電鉄バスを利用する。また、下校はスクールバスを利用する。</p>		該当なし	合併時に、地域との協議で取り決められたもので、地域に根ざしたものとなっている。保護者からの要望も強く現行のまま新市に引き継ぐ。見直しの必要が生じた場合は、新市において検討調整する。
		<p>対象校 竜門小学校 対象者 4 km以上 H15人数 2 3名 運行台数 2 9人乗り、2 6人乗り 各1台 運転手等 個人との委託契約 ・年額 29・26人乗り 2,250,000円 バスの管理 市(学校)で管理 負担 個人負担なし その他 学校統廃合の際、地域との協議で取り決められた。迎1回、送2回</p>						
		<p>対象校 菊池北中学校 対象者 6 km以上 H15人数 4 8名 運行台数 2 9人乗り 1台、2 6人乗り 2台 運転手等 個人との委託契約 ・年額 29・26人乗り 2,250,000円 バスの管理 市(学校)で管理 負担 個人負担なし その他 学校統廃合の際、地域との協議で取り決められた。迎1回、送2回</p>						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い				関係項目	通学費等助成			
調整の内容		4 - (1) . バス通学費等助成については、現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において検討調整する。 4 - (2) . 自転車購入費補助については、菊池市の例により新市の全域を対象とし実施する。								
		現 況								
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容				
市 町 村 別 内 容	バス 通学 費等 助成	小 学 校	対象校	水源小学校	七城小学校	旭志小学校	該当なし		スクールバスと同様に合併時に、地域との協議で取り決められたもので、地域に根ざしたものとなっている。保護者からの要望も強く現行のまま新市に引き継ぐ。 また、見直しの必要が生じた場合は、新市において検討調整する。	
		対象要件	通学距離が 5 km 以上の児童		通学距離が 4 km 以上の小学 3 年生まで		スクールバス利用対象児童で、朝の登校時に路線バスを利用することが許された者			
		補助額	H 1 5 : 3 名		H 1 5 : 6 名		H 1 5 : 3 2 名			
		方法	遠距離通学費補助 H 1 5 実績 : 4 5 , 0 0 0 円		バス回数券購入経費の全額 H 1 5 実績 : 6 0 , 0 0 0 円		バス会社との委託契約金額の全額 H 1 5 実績 : 5 4 6 , 3 1 8 円			
		その他	学校長が学務課に遠距離通学費補助金申請		教育委員会が学校を通じて回数券交付 遠距離通学児童生徒通学補助金交付申請書		利用許可の児童は最寄のバス停より乗車 教育委員会がバス会社と委託契約			
	中 学 校	対象校	菊池北中学校	該当なし		該当なし		該当なし		
	対象要件	スクールバスが利用できない通学距離が 6 km 以上の生徒								
	補助額	H 1 5 : 2 4 名								
	方法	定期乗車券購入経費の全額 H 1 5 実績 : 2 , 4 5 3 , 4 4 0 円								
	その他	学校から定期券の交付 学校長が学務課に定期券の補助金申請								
自 転 車 購 入 費 補 助	対象校	菊池北中学校	該当なし		該当なし		該当なし		スクールバス及びバス通学費と同様に地域との協議で取り決められたもので、対象要件等、現行のまま新市に引き継ぐ。該当区域については、新市の全域を対象とする。	
対象要件	通学距離が 6 km 以上で、自転車通学者 H 1 4 : 2 名 H 1 5 : 0 名									
補助額	入学時に 2 0 , 0 0 0 円 H 1 4 実績 : 4 0 , 0 0 0 円 H 1 5 実績 : 0 円									
方法	学校長が確認し、学務課に補助金申請									
その他	学校統廃合の際、地域との協議で取り決められた。									

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		就学援助費	
調整の内容		5. 小中学校の就学援助費については、国の交付基準に基づき、菊池市の例により新市においても実施する。					
		現 況				調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	就学援助費	対象者	準要保護児童生徒 特殊学級児童生徒	準要保護児童生徒 特殊学級児童生徒	準要保護児童生徒 特殊学級児童生徒	準要保護児童生徒 特殊学級児童生徒	四市町村で同様に行なわれており、ほとんど差異がない。 新市においても同様に実施することとし、内容については、菊池市の例による。
	認定者数	小学校 106人 中学校 88人	小学校 21人 中学校 8人	小学校 18人 中学校 10人	小学校 50人 中学校 23人		
	事業費	事業費 10,209,778円	事業費 1,922,515円	事業費 2,142,950円	事業費 4,963,534円		
	支給内容	別添資料参照	別添資料参照	別添資料参照	別添資料参照		

資料：就学援助費補助事業

平成15年度 1人当り

区分		市町村名		菊池市		七城市		旭志村		泗水町	
		準要保護	特殊	準要保護	特殊	準要保護	特殊	準要保護	特殊		
学用品 通学用品 費	小1	12,610円/年	左の1/2	12,610円/年	左の1/2	12,610円/年	左の1/2	12,610円/年	左の1/2	12,610円/年	5,550円/年
	小2～6	14,780円/年	左の1/2	14,780円/年	左の1/2	14,780円/年	左の1/2	14,780円/年	左の1/2	14,780円/年	6,635円/年
	中1	23,880円/年	左の1/2	23,880円/年	左の1/2	23,880円/年	左の1/2	23,880円/年	左の1/2	23,880円/年	10,850円/年
	中2～3	26,050円/年	左の1/2	26,050円/年	左の1/2	26,050円/年	左の1/2	26,050円/年	左の1/2	26,050円/年	11,935円/年
新入学 用品費等	小学	19,900円/年	左の1/2	19,900円/年	左の1/2	19,900円/年	左の1/2	19,900円/年	左の1/2	19,900円/年	左の1/2
	中学	22,900円/年	左の1/2	22,900円/年	左の1/2	22,900円/年	左の1/2	22,900円/年	左の1/2	22,900円/年	左の1/2
学校給 食費	小学	各学校の給食費の実費	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2
	中学		左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2
クラブ活動費				-	-						
通学費	小学			-	-						
	中学			-	-						
校外活 動費	宿泊 無し	小学									755円/年
		中学									1,090円/年
	宿泊 有り	小学	補助限度内実費	左の1/2	実費支給	左の1/2	1,000円/年	左の1/2	補助限度内実費	左の1/2	
		中学	補助限度内実費	左の1/2	実費支給	左の1/2			補助限度内実費	左の1/2	
宿泊学習費				-	-						
修学旅 行費	小学	補助限度内実費	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2
	中学	補助限度内実費	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2	実費支給	左の1/2
交流学 習交通費	小学			-	-						1,478円/年
	中学			-	-						1,478円/年
医療費	小学	実費支給		実費支給	-	実費支給		実費支給		実費支給	
	中学	実費支給		実費支給	-	実費支給		実費支給		実費支給	
認定方法		在校生で継続新規申請は2月初旬、新入生は4月中旬までに申請書を学校を通じて提出。民生委員の意見書は、申請者本人が記入依頼（新入生・新規申請者のみ）学務課で収入・家族状況等確認総合的判断により認定する。在校生3月末日 新入生5月初認定する。		各候補者より民生委員の意見書を添付のうえ、学校に提出してもらう。その後、民生委員会の会議において意見を聞いて、教育委員会において世帯の所得状況を総合的に考慮し、認定する。		次年度の候補者名簿を、各学校から校長の意見書を添付のうえ、提出してもらう。その後、民生児童委員会の意見を聴取し、教育委員会において、世帯の所得状況を総合的に考慮し、認定する。		1. 認定方法 旭志村に同じ 2. 算出 ・校外活動費は宿泊なし、あり両方とも交通費と見学料のみの支給となり、上記の金額までしか支払わない。 ・給食費と修学旅行費は準要保護の1/2を支給			

就学援助費補助事業等関係法令

【教育基本法】

(教育の機会均等)

第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

(用語の定義)

第6条第2項 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

【生活保護法】

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品を給付する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もって小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

【私立学校振興助成法】

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校のはたす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図ると共に私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		学校教育施設					
調整の内容		6. 学校教育施設の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、児童生徒の安全面の観点から管理体制を強化するとともに、速やかな施設整備に努めるものとする。									
		現			況			調整の具体的内容			
市町村名		菊池市		七城町		旭志村			泗水町		
市 町 村 別 内 容	学校教育施設	施設状況						四市町村には、小学校が14校、中学校が5校ある。学校教育施設の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、児童生徒の安全面の観点から管理体制を強化するとともに、速やかな施設整備に努めるものとする。			
		学校									
	小学校		9校 児童数 人 敷地面積 m ²		1校 児童数 人 敷地面積 m ²		1校 児童数 人 敷地面積 m ²		3校 児童数 人 敷地面積 m ²		
			隈府小学校 678 24,537 河原小学校 77 9,217 水源小学校 76 16,044 迫水小学校 89 44,256 龍門小学校 77 11,891 菊池北小学校 272 23,472 菊之池小学校 207 15,518 花房小学校 100 10,795 戸崎小学校 90 9,570		七城小学校 342 11,286		旭志小学校 324 25,252		泗水東小学校 313 18,879 泗水小学校 586 13,804 泗水西小学校 74 19,755		
		中学校		2校 生徒数 人 敷地面積 m ²		1校 生徒数 人 敷地面積 m ²		1校 生徒数 人 敷地面積 m ²			
		菊池北中学校 351 35,997 菊池南中学校 571 33,204		七城中学校 205 10,168		旭志中学校 183 29,491		泗水中学校 541 24,468			
		施設概要		一般校舎 体育館（屋体） プール 給食室 【別添資料参照】		一般校舎 体育館（屋体） プール 給食室 【別添資料参照】		一般校舎 体育館（屋体） プール 給食室 【別添資料参照】			
		警備		委託管理		委託管理		委託管理			
		小学校 9校 警備会社 中学校 2校 警備会社		委託管理 1校 警備会社 1校 警備会社		委託管理 1校 警備会社 1校 警備会社		委託管理 3校 警備会社 1校 警備会社			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		学校教育施設								
調整の内容		6. 学校教育施設の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、児童生徒の安全面の観点から管理体制を強化するとともに、速やかな施設整備に努めるものとする。												
		現			況									
市町村名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町		調整の具体的内容				
市 町 村 別 内 容	学校教育施設	施設状況							四市町村には、小学校が14校、中学校が5校ある。学校教育施設の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、児童生徒の安全面の観点から管理体制を強化するとともに、速やかな施設整備に努めるものとする。					
		学校												
	小学校	9校	児童数 人	敷地面積 m ²	1校	児童数 人	敷地面積 m ²	1校		児童数 人	敷地面積 m ²	3校	児童数 人	敷地面積 m ²
		隈府小学校	678	24,537	七城小学校	342	11,286	旭志小学校		324	25,252	泗水東小学校	313	18,879
	河原小学校	77	9,217							泗水小学校	586	13,804		
	水源小学校	76	16,044							泗水西小学校	74	19,755		
	迫水小学校	89	44,256											
	龍門小学校	77	11,891											
	菊池北小学校	272	23,472											
	菊之池小学校	207	15,518											
	花房小学校	100	10,795											
	戸崎小学校	90	9,570											
	中学校	2校	生徒数 人	敷地面積 m ²	1校	生徒数 人	敷地面積 m ²	1校	生徒数 人	敷地面積 m ²	1校	生徒数 人	敷地面積 m ²	
		菊池北中学校	351	35,997	七城中学校	205	10,168	旭志中学校	183	29,491	泗水中学校	541	24,468	
		菊池南中学校	571	33,204										
	施設概要	一般校舎 体育館（屋体） プール 給食室 【別添資料参照】		一般校舎 体育館（屋体） 【別添資料参照】		一般校舎 体育館（屋体） プール 給食室 【別添資料参照】		一般校舎 体育館（屋体） プール 【別添資料参照】						
	警備	委託管理 小学校 9校 警備会社 中学校 2校 警備会社		委託管理 1校 警備会社 1校 警備会社		委託管理 1校 警備会社 1校 警備会社		委託管理 3校 警備会社 1校 警備会社						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		学校教育施設																																																																																																																																																																																																																											
市町村名		現況				調整の具体的内容																																																																																																																																																																																																																											
市町村別内容	学校教育施設 小学校	菊池市		七城町		旭志村		泗水町																																																																																																																																																																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">隈府小</td> <td rowspan="4">678人</td> <td>校舎等</td> <td>S 4 6</td> <td>6,112</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 4 7</td> <td>858</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 4 6</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 1</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">河原小</td> <td rowspan="4">77人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 7</td> <td>1,698</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 1</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 7</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 5</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水源小</td> <td rowspan="4">76人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 8</td> <td>1,711</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 3</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 8</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 7</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">迫水小</td> <td rowspan="4">89人</td> <td>校舎等</td> <td>H 3</td> <td>1,932</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>H 3</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>H 3</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>H 2</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">龍門小</td> <td rowspan="4">77人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 5</td> <td>1,812</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 5</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 5</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 9</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">菊池北小</td> <td rowspan="4">272人</td> <td>校舎等</td> <td>H 5</td> <td>3,454</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>H 5</td> <td>856</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>H 5</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>H 5</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">菊之池小</td> <td rowspan="4">207人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 5</td> <td>2,623</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 3</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 2</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">花房小</td> <td rowspan="4">100人</td> <td>校舎等</td> <td>H 6</td> <td>2,070</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 2</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>H 6</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 6</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">戸崎小</td> <td rowspan="4">90人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 6</td> <td>1,723</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 4 8</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 6</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 6</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>		小学校		施設名	建築年度	面積 m ²	隈府小	678人	校舎等	S 4 6	6,112	体育館	S 4 7	858	給食室	S 4 6	207	プール	S 4 1	350	河原小	77人	校舎等	S 5 7	1,698	体育館	S 5 1	392	給食室	S 5 7	90	プール	S 4 5	300	水源小	76人	校舎等	S 5 8	1,711	体育館	S 5 3	395	給食室	S 5 8	90	プール	S 4 7	250	迫水小	89人	校舎等	H 3	1,932	体育館	H 3	534	給食室	H 3	158	プール	H 2	250	龍門小	77人	校舎等	S 5 5	1,812	体育館	S 5 5	534	給食室	S 5 5	90	プール	S 4 9	300	菊池北小	272人	校舎等	H 5	3,454	体育館	H 5	856	給食室	H 5	140	プール	H 5	350	菊之池小	207人	校舎等	S 5 5	2,623	体育館	S 5 3	534	給食室	S 5 5	100	プール	S 4 2	350	花房小	100人	校舎等	H 6	2,070	体育館	S 5 2	500	給食室	H 6	91	プール	S 4 6	250	戸崎小	90人	校舎等	S 5 6	1,723	体育館	S 4 8	378	給食室	S 5 6	90	プール	S 4 6	250	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">七城小</td> <td rowspan="4">342人</td> <td>校舎等</td> <td>S 4 2, 6 3</td> <td>4,147</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>H 1 1</td> <td>1,115</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>給食は七城町学校給食共同調理場 プールは七城町営プール利用</p>		小学校		施設名	建築年度	面積 m ²	七城小	342人	校舎等	S 4 2, 6 3	4,147	体育館	H 1 1	1,115	給食室			プール			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旭志小</td> <td rowspan="4">324人</td> <td>校舎等</td> <td>H 1 3</td> <td>4,819</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>H 1 3</td> <td>1,464</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>H 1 3</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>H 1 4</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>		小学校		施設名	建築年度	面積 m ²	旭志小	324人	校舎等	H 1 3	4,819	体育館	H 1 3	1,464	給食室	H 1 3	363	プール	H 1 4	350	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">泗水東小</td> <td rowspan="4">313人</td> <td>校舎等</td> <td>S 4 7・4 8・5 7</td> <td>3,135</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 7</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 3 8</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">泗水小</td> <td rowspan="4">586人</td> <td>校舎等</td> <td>S 3 9・5 6</td> <td>4,128</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 8</td> <td>725</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 3 6</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">泗水西小</td> <td rowspan="4">74人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 4</td> <td>1,925</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 5</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>S 4 1</td> <td>325</td> </tr> </tbody> </table> <p>給食は泗水町学校給食共同調理場</p>		小学校		施設名	建築年度	面積 m ²	泗水東小	313人	校舎等	S 4 7・4 8・5 7	3,135	体育館	S 5 7	680	給食室			プール	S 3 8	325	泗水小	586人	校舎等	S 3 9・5 6	4,128	体育館	S 5 8	725	給食室			プール	S 3 6	325	泗水西小	74人	校舎等	S 5 4	1,925	体育館	S 5 5	618	給食室			プール	S 4 1	325
		小学校		施設名	建築年度	面積 m ²																																																																																																																																																																																																																											
		隈府小	678人	校舎等	S 4 6	6,112																																																																																																																																																																																																																											
				体育館	S 4 7	858																																																																																																																																																																																																																											
				給食室	S 4 6	207																																																																																																																																																																																																																											
				プール	S 4 1	350																																																																																																																																																																																																																											
		河原小	77人	校舎等	S 5 7	1,698																																																																																																																																																																																																																											
				体育館	S 5 1	392																																																																																																																																																																																																																											
				給食室	S 5 7	90																																																																																																																																																																																																																											
プール	S 4 5			300																																																																																																																																																																																																																													
水源小	76人	校舎等	S 5 8	1,711																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 3	395																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	S 5 8	90																																																																																																																																																																																																																													
		プール	S 4 7	250																																																																																																																																																																																																																													
迫水小	89人	校舎等	H 3	1,932																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	H 3	534																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	H 3	158																																																																																																																																																																																																																													
		プール	H 2	250																																																																																																																																																																																																																													
龍門小	77人	校舎等	S 5 5	1,812																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 5	534																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	S 5 5	90																																																																																																																																																																																																																													
		プール	S 4 9	300																																																																																																																																																																																																																													
菊池北小	272人	校舎等	H 5	3,454																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	H 5	856																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	H 5	140																																																																																																																																																																																																																													
		プール	H 5	350																																																																																																																																																																																																																													
菊之池小	207人	校舎等	S 5 5	2,623																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 3	534																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	S 5 5	100																																																																																																																																																																																																																													
		プール	S 4 2	350																																																																																																																																																																																																																													
花房小	100人	校舎等	H 6	2,070																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 2	500																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	H 6	91																																																																																																																																																																																																																													
		プール	S 4 6	250																																																																																																																																																																																																																													
戸崎小	90人	校舎等	S 5 6	1,723																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 4 8	378																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	S 5 6	90																																																																																																																																																																																																																													
		プール	S 4 6	250																																																																																																																																																																																																																													
小学校		施設名	建築年度	面積 m ²																																																																																																																																																																																																																													
七城小	342人	校舎等	S 4 2, 6 3	4,147																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	H 1 1	1,115																																																																																																																																																																																																																													
		給食室																																																																																																																																																																																																																															
		プール																																																																																																																																																																																																																															
小学校		施設名	建築年度	面積 m ²																																																																																																																																																																																																																													
旭志小	324人	校舎等	H 1 3	4,819																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	H 1 3	1,464																																																																																																																																																																																																																													
		給食室	H 1 3	363																																																																																																																																																																																																																													
		プール	H 1 4	350																																																																																																																																																																																																																													
小学校		施設名	建築年度	面積 m ²																																																																																																																																																																																																																													
泗水東小	313人	校舎等	S 4 7・4 8・5 7	3,135																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 7	680																																																																																																																																																																																																																													
		給食室																																																																																																																																																																																																																															
		プール	S 3 8	325																																																																																																																																																																																																																													
泗水小	586人	校舎等	S 3 9・5 6	4,128																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 8	725																																																																																																																																																																																																																													
		給食室																																																																																																																																																																																																																															
		プール	S 3 6	325																																																																																																																																																																																																																													
泗水西小	74人	校舎等	S 5 4	1,925																																																																																																																																																																																																																													
		体育館	S 5 5	618																																																																																																																																																																																																																													
		給食室																																																																																																																																																																																																																															
		プール	S 4 1	325																																																																																																																																																																																																																													

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		学校教育施設																																																																																																																																													
市町村名		現況				調整の具体的内容																																																																																																																																													
市町村名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町																																																																																																																																											
市	町	村	別	内	容	<p>学校教育施設</p> <p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>生徒数</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積</th> <th>㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">菊池北中</td> <td rowspan="5">351人</td> <td>校舎等</td> <td>H 1 5</td> <td>7,403</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>H 1 4</td> <td>1,761</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>H 1 4</td> <td>607</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>H 1 5</td> <td>224</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td>建設中</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">菊池南中</td> <td rowspan="5">571人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 4</td> <td>4,923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 4 9</td> <td>1,314</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 4</td> <td>176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>H 1 2</td> <td>936</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>H 1 2</td> <td>1,038</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡	菊池北中	351人	校舎等	H 1 5	7,403		体育館	H 1 4	1,761		武道場	H 1 4	607		給食室	H 1 5	224		プール		建設中		菊池南中	571人	校舎等	S 5 4	4,923		体育館	S 4 9	1,314		給食室	S 5 4	176		武道場	H 1 2	936		プール	H 1 2	1,038		<p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>生徒数</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積</th> <th>㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">七城中</td> <td rowspan="5">205人</td> <td>校舎等</td> <td>S 4 8</td> <td>2,867</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>H 1 3</td> <td>1,549</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>H 1 3</td> <td>382</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>給食は七城町学校給食共同調理場 プールは七城町営プール利用</p>		学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡	七城中	205人	校舎等	S 4 8	2,867		体育館	H 1 3	1,549		武道場	H 1 3	382		給食室		—		プール		—		<p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>生徒数</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積</th> <th>㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">旭志中</td> <td rowspan="5">183人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 2</td> <td>3,132</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 6 3</td> <td>936</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>S 6 3</td> <td>450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>S 5 2</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>プールは旭志村 B & G プール利用</p>		学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡	旭志中	183人	校舎等	S 5 2	3,132		体育館	S 6 3	936		武道場	S 6 3	450		給食室	S 5 2	110		プール		—		<p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>生徒数</th> <th>施設名</th> <th>建築年度</th> <th>面積</th> <th>㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">泗水中</td> <td rowspan="5">541人</td> <td>校舎等</td> <td>S 5 2・S 3・6 0</td> <td>4,495</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>S 5 9</td> <td>763</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>S 5 9</td> <td>350</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>給食は泗水町学校給食共同調理場 プールは泗水町 B & G プール利用</p>		学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡	泗水中	541人	校舎等	S 5 2・S 3・6 0	4,495		体育館	S 5 9	763		武道場	S 5 9	350		給食室		—		プール		—	
						学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡																																																																																																																																								
						菊池北中	351人	校舎等	H 1 5	7,403																																																																																																																																									
								体育館	H 1 4	1,761																																																																																																																																									
武道場	H 1 4	607																																																																																																																																																	
給食室	H 1 5	224																																																																																																																																																	
プール		建設中																																																																																																																																																	
菊池南中	571人	校舎等	S 5 4	4,923																																																																																																																																															
		体育館	S 4 9	1,314																																																																																																																																															
		給食室	S 5 4	176																																																																																																																																															
		武道場	H 1 2	936																																																																																																																																															
		プール	H 1 2	1,038																																																																																																																																															
学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡																																																																																																																																														
七城中	205人	校舎等	S 4 8	2,867																																																																																																																																															
		体育館	H 1 3	1,549																																																																																																																																															
		武道場	H 1 3	382																																																																																																																																															
		給食室		—																																																																																																																																															
		プール		—																																																																																																																																															
学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡																																																																																																																																														
旭志中	183人	校舎等	S 5 2	3,132																																																																																																																																															
		体育館	S 6 3	936																																																																																																																																															
		武道場	S 6 3	450																																																																																																																																															
		給食室	S 5 2	110																																																																																																																																															
		プール		—																																																																																																																																															
学校名	生徒数	施設名	建築年度	面積	㎡																																																																																																																																														
泗水中	541人	校舎等	S 5 2・S 3・6 0	4,495																																																																																																																																															
		体育館	S 5 9	763																																																																																																																																															
		武道場	S 5 9	350																																																																																																																																															
		給食室		—																																																																																																																																															
		プール		—																																																																																																																																															

資料: 学校施設
小学校

市町村名	学校名	普通学級数 (cL)	特殊学級数 (cL)	児童数 (人)	教員数 (人)	市町村費 教員数 (人)	市町村 職員数 (人)	委託用 務員数 (人)	学校内 科医数 (人)	学校歯 科医数 (人)	学校薬 剤師数 (人)	スケー ルバス (台)	給食 状況	警備保障			備考
														委託の 有・無	委託先	委託料 年額(円)	
菊池市	1 隈府小学校	20	3	678	35	1	2		3	2	1		単独	有	(株)キューネット	384,300	
	2 河原小学校	6		77	11		1		1	1	1		単独	有	(株)セコム	378,000	
	3 水源小学校	6	1	76	11		1		1	1	1		単独	有	(株)キューネット	384,300	
	4 迫水小学校	6	2	89	16		2		1	1	1	3	単独	有	(株)キューネット	384,300	
	5 竜門小学校	6	2	77	12		1		1	1	1	2	単独	有	(株) 総合警備保障	380,520	
	6 菊池北小学校	10	1	272	18	1	2		2	1	1		単独	有	(株) 総合警備保障	380,520	
	7 菊之池小学校	7	2	207	18		2		1	1	1		単独	有	(株) 総合警備保障	380,520	
	8 花房小学校	6		100	11		2		1	1	1		単独	有	(株)セコム	378,000	
	9 戸崎小学校	6		90	11		1		1	1	1		単独	有	(株)セコム	378,000	
	小計	73	11	1,666	143	2	14		12	10	9	5					
七城町	1 七城小学校	12	1	342	18		1		1	1	1		共同	有	(株)キューネット	371,676	
	小計	12	1	342	18		1		1	1	1						
旭志村	1 旭志小学校	12	2	324	20	3	4		1	1	1	1	単独	有	(株) 総合警備保障	365,400	
	小計	12	2	324	20	3	4		1	1	1	1					
泗水町	1 泗水東小学校	12	2	313	21		1	1	1	1	1		共同	有	(株)キューネット	47,040	
	2 泗水小学校	18	2	586	29	1	1	1	1	1	1		共同	有	(株)キューネット	47,040	
	3 泗水西小学校	6		74	11		1	1	1	1	1		共同	有	(株)キューネット	47,040	
	小計	36	4	973	61	1	3	3	3	3	3						
合計		133	18	3,305	242	6	22	3	17	15	14	6					

中学校

市町村名	学校名	普通学級数 (cL)	特殊学級数 (cL)	生徒数 (人)	教員数 (人)	市町村費 教員数 (人)	市町村 職員数 (人)	委託用 務員数 (人)	学校内 科医数 (人)	学校歯 科医数 (人)	学校薬 剤師数 (人)	スケー ルバス (台)	給食 状況	警備保障			備考
														委託の 有・無	委託先	委託料 年額(円)	
菊池市	1 菊池北中学校	9		351	24		2		2	1	1	3	単独	有	(株)セコム	378,000	
	2 菊池南中学校	15	1	571	36		2		2	1	1		単独	有	(株)セコム	378,000	
	小計	24	1	922	60		4		4	2	2	3					
七城町	1 七城中学校	6		205	16		1		1	1	1		共同	有	(株)キューネット	371,676	
	小計	6		205	16		1		1	1	1						
旭志村	1 旭志中学校	6		183	16	1	2		1	1	1		単独	有	(株)総合警備保障	378,000	
	小計	6		183	16	1	2		1	1	1						
泗水町	1 泗水中学校	14	2	541	34		1	1	1	1	1		共同	有	(株)キューネット	47,040	
	小計	14	2	541	34		1	1	1	1	1						
合計		50	3	1,851	126	1	8	1	7	5	5	3					

教員数には、県費臨時採用教員を含む。市町村費教員数は、市町村が独自に採用している教員数。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		奨学資金																																			
調整の内容		7 - (1) . 奨学資金貸付制度については、新市においても実施することとし、合併までに貸付条件等を調整し、制度の充実を図る。なお、菊池市の奨学資金給付制度については、貸付制度に移行することとし、合併時に廃止する。 7 - (2) . 合併前に貸付または給付の決定を受けた者については、新市においても従前の市町村の例により取り扱うものとし、償還事務等についても現行のまま新市に引き継ぐ。																																							
		現 況																																							
市 町 村 名		菊池市		七 城 町		旭 志 村		泗 水 町																																	
市 町 村 別 内 容	奨学資金	奨学資金貸付	基金(予算)の状況	制度なし		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1、予算計上方法</td> <td style="width: 50%;">基金運用</td> </tr> <tr> <td>2、15年度末貸付残高</td> <td style="text-align: right;">85,631,000 円</td> </tr> <tr> <td>3、15年度償還金</td> <td style="text-align: right;">6,740,000 円</td> </tr> <tr> <td>4、15年度末基金高</td> <td style="text-align: right;">87,380,000 円</td> </tr> </table>		1、予算計上方法	基金運用	2、15年度末貸付残高	85,631,000 円	3、15年度償還金	6,740,000 円	4、15年度末基金高	87,380,000 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1、予算計上方法</td> <td style="width: 50%;">一般会計予算</td> </tr> <tr> <td>2、15年度末貸付残高</td> <td style="text-align: right;">4,521,600 円</td> </tr> <tr> <td>3、15年度償還金</td> <td style="text-align: right;">964,800 円</td> </tr> </table>		1、予算計上方法	一般会計予算	2、15年度末貸付残高	4,521,600 円	3、15年度償還金	964,800 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1、予算計上方法</td> <td style="width: 50%;">基金運用</td> </tr> <tr> <td>2、15年度末貸付残高</td> <td style="text-align: right;">1,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>3、15年度償還金</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>4、15年度末基金高</td> <td style="text-align: right;">5,293,040 円</td> </tr> </table>		1、予算計上方法	基金運用	2、15年度末貸付残高	1,800,000 円	3、15年度償還金	0 円	4、15年度末基金高	5,293,040 円	(1) 菊池市では、貸付制度ではなく給付制度である。また、七城町と泗水町では基金運用であるが、旭志村では、一般会計予算の中で行われており、奨学金の対象者及び金額にも違いがある。次の時代を担う人材育成の為に、県育英会等の基準を参考に、合併までに貸付条件等を調整し、制度の充実を図る。なお、菊池市の奨学資金給付制度については、貸付制度に移行することとし、合併時に廃止する。 (2) 合併前に貸付または給付の決定を受けた者については、新市においても従前の市町村の例により取り扱うものとし、償還事務等についても現行のまま新市に引き継ぐ。							
	1、予算計上方法	基金運用																																							
	2、15年度末貸付残高	85,631,000 円																																							
	3、15年度償還金	6,740,000 円																																							
	4、15年度末基金高	87,380,000 円																																							
1、予算計上方法	一般会計予算																																								
2、15年度末貸付残高	4,521,600 円																																								
3、15年度償還金	964,800 円																																								
1、予算計上方法	基金運用																																								
2、15年度末貸付残高	1,800,000 円																																								
3、15年度償還金	0 円																																								
4、15年度末基金高	5,293,040 円																																								
奨学資金	奨学資金貸付	目的	七城町内にその保護者が居住する子弟で向学心に富み、経済的理由により就学困難なものに対して資金を貸付け、有用な人材を育成することを目的とする		優秀な学徒にして、経済的利用により修学困難な者に対して学資を貸与し、将来有能な人材を育成することを目的とする。		泗水町内にその保護者が居住する子弟で、向学心に富み、学業、人物共に優秀で且経済的理由により、就学困難なものに対して資金を貸付け、もって有用な人材を育成し、その世帯の厚生を図ることを目的とする。																																		
奨学資金	奨学資金貸付	奨学生の資格	(1) 保護者が七城町民であること (2) 大学及び高等学校に相当する教育施設に在学するもの (3) 心身が健全で、学力がすぐれていること (4) 経済的理由により学費の支弁が困難なもの。		3年以上旭志村に在住する者の子弟で、高等学校、大学校、高等専門学校及び各種学校に在学し、成績優秀、品行方正、身体強健で、かつ、学資の支弁が困難と認められた者		(1) 奨学生の保護者が泗水町民であること。 (2) 高等学校又は類似の教育施設に在籍するもの。 (3) 学業、人物共に優秀と認められるもの。 (4) 経済的理由により学資の支弁が困難なもの。 (5) 他の奨学資金との併願をしていないもの。																																		
奨学資金	奨学資金貸付	奨学金の金額及び貸付利率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>高等学校に相当する教育施設に在学する者</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学に相当する教育施設に在学する者</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td>定時制及び通信制の教育施設に在学する者</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">貸付利率</td> <td style="text-align: center;">無利子</td> </tr> </table>		高等学校に相当する教育施設に在学する者	月額	20,000 円	大学に相当する教育施設に在学する者	月額	40,000 円	定時制及び通信制の教育施設に在学する者	月額	10,000 円	貸付利率		無利子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>高等学校</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学校</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">貸付利率</td> <td style="text-align: center;">無利子</td> </tr> </table>		高等学校	月額	15,000 円	大学校	月額	30,000 円	高等専門学校	月額	15,000 円	各種学校	月額	15,000 円	貸付利率		無利子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>高等学校(類似教育施設を含む)</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">貸付利率</td> <td style="text-align: center;">無利子</td> </tr> </table>		高等学校(類似教育施設を含む)	月額	30,000 円	貸付利率		無利子
高等学校に相当する教育施設に在学する者	月額	20,000 円																																							
大学に相当する教育施設に在学する者	月額	40,000 円																																							
定時制及び通信制の教育施設に在学する者	月額	10,000 円																																							
貸付利率		無利子																																							
高等学校	月額	15,000 円																																							
大学校	月額	30,000 円																																							
高等専門学校	月額	15,000 円																																							
各種学校	月額	15,000 円																																							
貸付利率		無利子																																							
高等学校(類似教育施設を含む)	月額	30,000 円																																							
貸付利率		無利子																																							
奨学資金	奨学資金貸付	貸与期間	貸付を開始した日から大学等を卒業するまでの期間とする。		奨学生の在学する学校の正規の就学期間とする。		奨学生が高等学校(類似教育施設を含む)を卒業するまでの期間																																		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		奨学資金	
		現		況			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容	奨学資金 奨学資金貸付	奨学金の返還	制度なし	卒業又は退学した年から起算して、10年以内に月賦又は半年賦で月の末日まで償還しなければならない。	卒業した日から5年以内に月賦で返還する。 2) 返還金は、その全部又は一部を一時に返還することができる。	卒業又は退学した年から起算して10年以内に月賦、又は半年賦、或は年賦で均等償還しなければならない。	
		返還猶予		1. 疾病にかかったとき。 2. 災害を受けたとき。 3. その他やむを得ない理由があると教育委員会が認めるとき。	1. 奨学生であった者が更に上級学校に進学したとき。 2. 災害又は疾病により奨学金の返還が困難と認められたとき。 3. その他特別な事由により奨学金の返還が困難と認められたとき。	奨学資金の償還義務者が疾病その他止むを得ない事情のため、その返済が困難又は不能と認めるときは、その願出によって適當の期間これを猶予することが出来る。	
		延滞金		規定無し	年利14.6%	規定無し	
		返還免除		次の各号の一に該当する場合は、奨学資金の償還の全部又は一部を免除することができる。 1. 死亡したとき。 2. 重度障害の状態になったとき。 3. その他やむを得ない理由があると教育委員会が認めるとき。	奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡した場合は、奨学金の全部又は一部を免除することができる。	奨学資金の償還義務者が疾病その他止むを得ない事情のため、その返済が困難又は不能と認めるときは、その願出によって期間の全部もしくは一部の償還を免除することが出来る。	
		参考		七城町奨学資金貸付基金条例	旭志村奨学資金貸与条例	泗水町奨学資金貸付条例	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い			関係項目		奨学資金		
		現			況				
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容			
市 町 村 別 内 容	奨 学 金 奨 学 金 給 付	<p>菊池市奨学資金給付条例</p> <p>(目的)</p> <p>能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者に対して奨学資金を給付し、将来有望な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>3年以上菊池市に在住する者の子弟で高等学校に在学し、学業、品行に優れ、かつ、学資の支弁が困難と認められた者。</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>月額 7,500円</p> <p>(給付の期間)</p> <p>奨学生の在学する学校の正規の修学期間。</p> <p>(奨学生の決定)</p> <p>奨学生選考委員会で審議選考した者を、市長の承認を経て、教育委員会が決定する。</p> <p>(奨学金の交付)</p> <p>毎月</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>原則として、給付制度につき返還はなし。</p> <p>(平成15年度実績)</p> <p>14人 1,260,000円</p>	制度なし	制度なし	制度なし				

参考資料：奨学資金

熊本県育英資金

(目的)

向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(資格)

- 申請者と生計をともにしている家族で、その生計を主に維持している者が熊本県内に居住していること。
 なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により別居であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではない。
- 学校教育法による高等学校・高等専門学校・専修学校（高等学校又は専門課程）に現在在学していて、向学心に富む学生又は生徒であって育英資金の貸与が必要であると認められること。
- 日本学生支援機構（旧：日本育英会）その他、地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与等を受けていないこと。
- 各世帯の家計状況が次の から のいずれかに該当すること。
 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により前年度の市長村民税が非課税又は減免になった場合。
 申請者の属する世帯員の前年分の所得合計が、生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額の1.5倍の額以下の場合。
- 貸与した育英資金の返還が確実であると認められる者であること。

(貸与月額)

高等学校の生徒・高等専門学校の生徒・専修学校の生徒

国公立	自宅	18,000円	国公立	自宅外	23,000円
私立	自宅	30,000円	私立	自宅外	35,000円

独立行政法人日本学生支援機構（旧：日本育英会）

(目的)

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生ならびに専修学校の専門課程の生徒）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校）が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人の受入れ及び外国への留学生の派遣）の推進を図るための事業を行うことにより、わが国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(採用)

学校教育法による高等学校・短期大学・大学（学部）・大学院・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、学校長の推薦を受けた申込書について選考のうえ採否を決定する。

選考は人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用する。

(貸与月額)

右表参照

区 分		通学	貸与月額 (円)
高校 専修 (高等) (36月)	国・公立	自宅	18,000
		自宅外	23,000
	私立	自宅	30,000
		自宅外	35,000
大学 (45月)	国・公立	自宅	44,000
		自宅外	50,000
	私立	自宅	53,000
		自宅外	63,000
短大 専修 (専門) (21月)	国・公立	自宅	44,000
		自宅外	50,000
	私立	自宅	52,000
		自宅外	59,000
大学通信一面接授業期間			87,000
修士課程(24月)			87,000
博士課程(36月)			121,000
高専 36月 + 24月	国・公立	自宅	21,000
		自宅外	22,500
	私立	自宅	32,000
		自宅外	35,000

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	学校教育関係の取扱い	関係項目	寄宿舎		
調整の内容	8. 菊池北中学校の寄宿舎については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	現 況				
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市町村別内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 菊池市立菊池北中学校 ・平成15年度利用者数 11人 ・利用可能地区 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱の中の遠距離通学費補助距離6km以上の通学生徒 ・利用者負担 月額 2,100円（但し兄弟姉妹同時入寮の場合は月額（1人）1,700円） ・寄宿舎の運営 寄宿舎の管理運営については市負担寄宿舎居住費については国庫補助1/2がある。 ・内容 寄宿舎指導員（嘱託） 1名 月額146,200円 調理師（嘱託） 1名 121,200円 （11ヶ月） 月曜日～金曜日までの朝食・夕食の提供 部屋割については入寮者数に応じて学校で計画 ・その他 舎監については菊池北中学校との委託契約により実施 舎監長1・副舎監長1・舎監若干名で構成 委託料 年間 270,000円 寮からの帰省旅費についてはバス実費支給 	該当なし	該当なし	該当なし	菊池北中学校寄宿舎については、生徒の利便性と保護者の要望を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目	学校給食		
調整の内容		9. 学校給食施設及び業務運営については、現行のまま新市に移行し、必要に応じ新市において調整する。					
		現況			調整の具体的内容		
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市町村別内容	学校給食 単独校方式	<ul style="list-style-type: none"> ・隈府小学校 718人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 嘱託3名 臨時3名 給食費：3,500円/月 11ヶ月 ・河原小学校 91人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員1名 嘱託1名 給食費：3,800円/月 11ヶ月 ・水源小学校 90人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員1名 嘱託1名 給食費：3,800円/月 11ヶ月 ・迫水小学校 111人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 給食費：3,800円/月 11ヶ月 ・龍門小学校 94人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員1名 嘱託1名 給食費：3,800円/月 11ヶ月 ・菊池北小学校293人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 嘱託1名 臨時2名 給食費：3,500円/月 11ヶ月 ・菊之池小学校229人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 嘱託1名 給食費：3,600円/月 11ヶ月 ・花房小学校 114人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 給食費：3,600円/月 11ヶ月 ・戸崎小学校 104人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員1名 嘱託1名 給食費：3,800円/月 11ヶ月 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・旭志小学校 412人食分 米飯給食 週3日 調理員：学校栄養士1名 村職員2名 嘱託3名 給食費：3,700円/月 11ヶ月 <p>(旭志幼稚園 51人食分)</p>	該当なし	学校給食の形態が菊池市と旭志村では各学校で調理する単独校方式で、七城町と泗水町では給食センターによる共同調理方式となっている。施設も現存しているので、施設及び業務運営については、現行のまま新市に移行し、必要に応じ新市において調整する。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・菊池北中学校383人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 嘱託2名 臨時1名 給食費：4,230円/月 11ヶ月 ・菊池南中学校613人食分 米飯給食 週3日 調理員：市職員2名 嘱託4名 給食費：4,550円/月 11ヶ月 		<ul style="list-style-type: none"> ・旭志中学校 203人食分 米飯給食 週3日 調理員：村職員2名 臨時2名 給食費：4,300円/月 11ヶ月 			
		アトピー等児童・生徒	代替食はつからない。除去食にて対応している。		現在はいないが、代替食はつからない。除去のみとする。アレルギーの者には、除去のみとする。		
		食器	ガラス 1/3 ホリブ 0.5/1/3 スチール 1/3		強化磁器		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目		学校給食	
市町村名		現		況		調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	学校給食 共同調理場方式	該当なし	<p>名称：七城町学校給食共同調理場</p> <p>給食数及び概要 (小学校) ・七城小学校 367人食分 米飯給食 週3回 給食費：3,700円/月 11ヶ月</p> <p>(中学校) ・七城中学校 228人食分 米飯給食 週3回 給食費：4,300円/月 11ヶ月</p> <p>調理員：学校栄養士1名 町職員2名 嘱託3名 臨時職員2名</p>	該当なし	<p>名称：泗水町学校給食共同調理場</p> <p>給食数及び概要 (小学校) ・泗水東小学校 337人食分 米飯給食 週3回 ・泗水小学校 618人食分 米飯給食 週3回 ・泗水西小学校 87人食分 米飯給食 週3回 給食費：3,500円/月 11ヶ月</p> <p>(中学校) ・泗水中学校 582人食分 米飯給食 週3回 給食費：4,000円/月 11ヶ月</p> <p>(泗水幼稚園 97人食分)</p> <p>調理員：学校栄養士1名 町職員6名 嘱託6名 臨時職員2名(米飯時)</p>		
			アトピー等児童・生徒の取扱い 代替食はつくらない。除去食にて対応している。		アトピー等児童生徒の取扱い 自分で除去している。 対応として、現在、献立表の中に材料等をくわしく 記入し事前に知らせておく。		
			食器について 小学校 ポリプロピレン1/3 中学校 強化磁器		食器について ポリプロピレン		

学校給食法（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に資することを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第五条の二 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。

（経費の負担）

第六条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

学校教育法（抜粋）

第1章 総訓

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体、及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみがこれを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第2章 小学校

第17条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第18条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1. 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と共同、自主及び自律の精神を養うこと。
2. 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
3. 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
4. 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
5. 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
6. 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
7. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。
8. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第3章 中学校

第35条 中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第36条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1. 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
2. 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
3. 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第7章 幼稚園

第77条 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第78条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1. 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
2. 園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。
3. 身近な社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
4. 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。
5. 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

先進事例：学校教育関係の取扱い

幼稚園の取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料等については、合併までに調整する。
- ・幼稚園の通学区域については、新市全域を基本とし調整する。

玉名地域1市8町合併協議会

・公立幼稚園（天水町立天水幼稚園）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において園児数や近隣保育所の状況を踏まえ、幼稚園のあり方等について検討調整する。

- ・幼稚園奨励費補助事業については、玉名市の例による。

また、無認可幼児施設就園奨励費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域間及び幼稚園との均衡を考慮し、新市において速やかに調整する。

菊池南部四町合併協議会

- ・公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新市全域を通園区域とする。
- ・就園奨励費補助金については、国の基準に従い現行のとおり新市に引き継ぐ。

通学区域の取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・小中学校の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市において検討する。

玉名地域1市8町合併協議会

・小中学校の通学区域については、現在の区域を基本とし通学区域を設け、一部境界が入りこんで実事情にそぐわない地域については合併までに調整する。

また、新市においては、児童生徒の動向を踏まえて、施設整備とともに検討調整する。

- ・特殊学級については、当面現行の通りとし保護者等の意見を尊重して学習環境の充実を図る。

菊池南部四町合併協議会

・小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、合併後、新市の教育委員会において見直しを含め検討を行うものとする。

スクールバスの取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・スクールバスの運行等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市において調整する。

菊池南部四町合併協議会

- ・スクールバス運行区域及び運行内容については、通学区域の見直しが出来るまでは、当面現行のとおりとする。

バス通学費等助成の取扱い

菊池南部四町合併協議会

・大津町で実施されている廃校区児童の通学補助については、当分の間現行のとおりとし、学校建設予定地が決定した時点で検討する。

宇城東部二町合併協議会

- ・小中学校の通学費補助等については、新町においても引き続き実施する。

長崎県東彼杵郡三町合併協議会

- ・遠距離通学費の補助金額等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

就学援助費の取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・小中学校の児童生徒の就学援助については、国の交付基準に基づき新市においても実施する。

玉名地域 1 市 8 町合併協議会

- ・就学奨励補助事業については、玉名市の例による。

菊池南部四町合併協議会

- ・小中学校の児童生徒の就学援助については、国の基準に基づき新市においても実施する。

学校教育施設の管理運営の取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・学校施設及びその管理運営については、現行どおり新市に引継ぐ。ただし、施設等の整備については、新市において新たに整備計画を策定し、速やかな施設整備に努めるものとする。

玉名地域 1 市 8 町合併協議会

- ・学校教育施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、新市においては、児童生徒が安心して安全な学校生活ができるよう、管理体制の強化を図り、また、児童生徒の動向を踏まえながら施設（環境）整備に努める。

菊池南部四町合併協議会

- ・学校施設の管理運営については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- ・学校施設整備については、現行のとおり新市に引継ぐ。

奨学金の取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・貸与制度については、新市においても実施する。
- ただし、奨学生の資格及び貸与額等については合併までに調整する。
- ・奨学生選考委員会については、新市において調整し、設置する。

玉名地域 1 市 8 町合併協議会

- ・奨学金の貸与制度については、新市においても実施する。
- ただし、貸与額、貸与要件及び返還方法等については、合併までに調整する。

- ・奨学金の給付制度については、新市においても実施する。
ただし、給付要件、給付額等については、合併までに調整する。

菊池南部四町合併協議会

- ・奨学金の貸与制度については、新市においても実施する。
ただし、貸与額、貸与条件等については、合併までに調整する。

寄宿舎の取扱い

愛媛県きほく合併協議会

- ・松野中学校寄宿舎については、現行のまま新市に引き継ぐ。

徳島県美馬郡東部・北部合併協議会

- ・寄宿舎については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

愛媛県内子町・五十崎町・小田町合併協議会

- ・小田中学校寄宿舎「姫百合寮」については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

学校給食の取扱い

鹿本地域合併協議会

- ・学校給食の業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において調整する。
- ・給食センター建設等整備計画については、新市において検討する。
- ・給食費については、現行のとおりとする。
- ・米飯給食等に対する助成については、合併までに調整する。

玉名地域1市8町合併協議会

- ・学校給食の調理施設（共同調理場、単独校）業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ当分の間その業務を行い、学校の統廃合・施設の老朽化（建設計画）・児童生徒数（食数）等諸条件を踏まえ、新市において検討調整する。
- ・給食費については、合併時に調整し統一する。
また、米飯給食助成金（町単独）については、合併時に廃止の方向で調整する。

菊池南部四町合併協議会

- ・学校給食の調理施設（給食センター、単独校）については、現行のとおり新市に引継ぎ当分の間その業務を行う。
- ・給食費については、各調理施設の献立の違い及び各地域、各学校の状況を踏まえ現行のとおり新市に引継ぎ、負担公平の観点から新市において調整する。
- ・学校給食運営委員会については、新市において新たに設置する。